

令和 7 年度

第 1 回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料 2】

日本型直接支払交付金に関すること

多面的機能支払交付金の取組について

[実施状況]

	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 予算
取組面積	98,242ha	97,394ha	99,000ha
交付金	4,554百万円	4,495百万円	4,781百万円
組織数	997	987	947
参加者	80,279人	79,476人	80,600人
農業者	54,608人	51,676人	54,800人
農業者以外	25,671人	27,800人	25,800人
参加団体	5,301団体	4,930団体	5,400団体
1人当り交付額	57千円	57千円	58千円

[現状の課題等]

○活動や事務の担い手不足

高齢化や過疎化、農業従事者減少等により活動参加者の減少や役員の担い手不足が著しく、また事務作業の後継者が見つからないことから、活動継続を躊躇する組織が多く見られる。

○活動継続を断念する組織の状況

令和6年度は267組織が終期を迎え、そのうち14組織が活動継続を断念。聞き取り調査を実施したところ、断念の原因として上記担い手不足が挙げられた。

[今後の取組方針]

●多様な人材の参画によるマッチング体制の構築

活動組織の体制強化に向け、推進協議会を中心に、企業、学校、農業に関心のある非農業者と活動組織とのマッチングの仕組みを構築する。また、体制整備にあたり、活動組織等や出しとして想定される建設協議会や県内大学等へのヒアリング等を実施し、受入ニーズや参画にあたっての要望・条件等に関する情報収集を行う。

●活動継続が困難となっている組織に対する対応

令和7年度は89組織が終期を迎えることから、活動休止を検討している組織に対して個別訪問を行い、地域の実情に即した対応を話し合いにより検討していく。また、令和6年度に活動継続を断念した組織等へ個別訪問を行うなど、活動再開に向けた支援を行う。

多面的機能支払交付金 令和7年度の主な改正点

□ 新たに、加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（みどり加算）の追加

- 加算単価 長期中干し : 800 円/10a
冬期湛水 : 4,000 円/10a
夏期湛水 : 8,000 円/10a
中干し延期 : 3,000 円/10a
江の設置等 : 4,000 円/10a（作溝実施）、3,000 円/10a（作溝未実施）

- 要件 ・ 取組の対象となるほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと。
・ 活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること。

- 交付 ・ 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付
・ 同一ほ場に対する支援は一取組のみ

※ 令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付金のメニューだったが、集落単位での取組を推進するため、国が制度見直しを行ったもの。

□ 新たに、加算措置「組織の体制強化への支援」の追加

- 加算単価 40 万円/組織

- 要件 ・ 活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に加算。

- 定義 ・ 活動支援班とは、複数の集落で構成される広域活動組織において、活動組織内の集落をまたいで共同活動支援することを目的として設置される作業チーム。

- 交付 ・ 活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合に交付（1回限り）

多面的機能支払交付金

【令和7年度予算額 50,048 (48,589) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

都府県		北海道	
①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	2,400	4,400	1,920
畑	2,000	2,000	480
草地	250	400	120

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

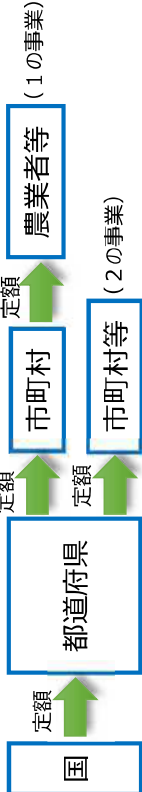
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

資源向上支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	田	320
		畑	80
		草地	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援		田	320

(円/10a)

項目		交付単価	交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組み面積が増加する場合	長期中干し	800
		冬期灌水	4,000
		夏期灌水	8,000
		中干し延期	3,000
		江の設置等	4,000
		作溝実施	3,000
		作溝未実施	3,000

※広域活動組織内の集落をまわいで共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

中山間地域等直接支払交付金の取組について

[実施状況]

	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 予算
取組面積	9,892ha	9,864ha	10,300ha
交付金	1,043 百万円	1,043 百万円	1,082 百万円
協定数	487	486	490
集落	483	483	486
個別	4	3	4
参加者	10,104人	10,077人	10,800人
1人当り交付額	103千円	104千円	100千円

※端数処理等により、面積等合わない場合があります。

[現状及び課題等]

○事業制度の見直し

- ・令和7年度より第6期が開始され、事業制度について見直しが行われている。

○活動継続を断念する協定の状況

- ・中山間地域等直接支払交付金は5年間継続する必要があることから、期の更新時に継続を断念する協定が増加する傾向にある。

[今後の取組方針]

●第6期の事業制度の周知

- ・令和7年2月～3月に全協定を対象に説明会を実施したところ。加算措置を適用する場合の申請は10月末までできることから、新しい加算措置に取り組んでいただけるように周知していきたい。

●活動継続に向けた体制

- ・第5期を最後に終了する協定について、各協定の課題について聞き取りを行い、課題の解消及び継続に向けての市町村等と協力しサポートを行っていきたい。

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

＜事業の内容＞

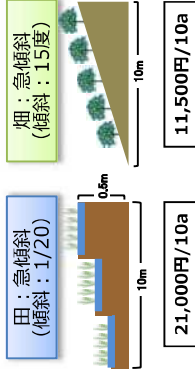
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

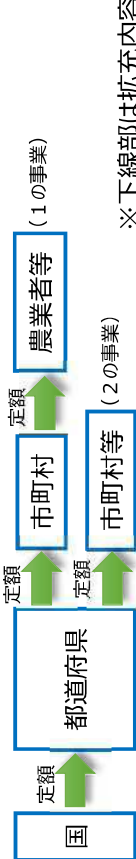
※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】
① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づき認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 (地目にかかわらず)

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

第6期対策(令和7年度～令和11年度)の主な変更点

(1)対象農用地の見直し

- 「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図る

⇒交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。

(令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。)

(2)体制整備単価要件の見直し

- 複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進

⇒体制整備単価(交付単価の10割)を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする

(3)加算措置の見直し

- ネットワーク等の活動を安定化、活発化させる主導的役割を担う新たな人材の確保・育成に向けた取組と農業生産活動の継続、向上に向けた意欲的な取組を支援
- ⇒「ネットワーク化加算」を創設

- リモコン式自走草刈機やドローンなどを用いたスマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援

⇒「スマート農業加算」を創設

(4)集落機能強化加算に係る経過措置の設定

- 第5期対策(R2～R6)で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定

(5)中山間直接支払の加算措置重複適用に係る単価減額措置の廃止

- 第5期対策(R2～R6)では加算措置を複数適用する場合に2つ目以降の加算の上限単価を1,000円減じた額としていたが、第6期対策ではこの単価減額措置を廃止する。

第5期対策と第6期対策の比較（全体像）

※赤字が第5期対策からの変更箇所

【第5期対策】（集落協定）

加算部分（10a交付単価）	①超急傾斜農地保全管理加算 6,000円
	・農地の保全
	②棚田地域振興活動加算 10,000円（急傾斜） 14,000円（超急傾斜）
	・協定の統合 ・人材の確保
	③集落協定広域化加算 3,000円
	・集落機能強化
	④集落機能強化加算 3,000円
	・生産性の向上
	⑤生産性向上加算 3,000円
	※1：②から⑤は、集落戦略を作成することが加算実施の要件 2：③から⑤は、1集落協定当たり上限200万円

【第6期対策】（集落協定）

①超急傾斜農地保全管理加算 6,000円
②棚田地域振興活動加算 10,000円（急傾斜） 14,000円（超急傾斜）
③ネットワーク化加算 10,000円（最大）
④スマート農業加算 5,000円
⑤集落機能強化加算の経過措置 3,000円
・農地の保全
・協定のネットワーク化・統合等 ・人材の確保
・スマート農業による作業の省力化、効率化
・集落機能強化
※1：②から⑤は、ネットワーク化活動計画を作成することが加算実施の要件 ※2：③は1集落協定当たり上限100万円、④、⑤は1集落協定当たり上限200万円

交付単価 21,000円（田 急傾斜 10a当たり）等

【交付単価の考え方等】

- 中山間地域の農業生産条件の不利性を補正
- ▼ 基礎単価（交付単価の8割を交付）
 - ・基礎的な活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理等）を行う場合に交付
- ▼ 体制整備単価（交付単価の10割を交付）
 - ・基礎的な活動に加えて、10年後の地域農業と農地活用の将来像を話し合う集落戦略を作成する場合に交付

交付単価 21,000円（田 急傾斜 10a当たり）等

【交付単価の考え方等】

- 中山間地域の農業生産条件の不利性を補正
- ▼ 基礎単価（交付単価の8割を交付）
 - ・基礎的な活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理等）を行う場合に交付
- ▼ 体制整備単価（交付単価の10割を交付）
 - ・基礎的な活動に加えて、複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けたネットワーキング活動計画を作成する場合に交付

対象農用地

【交付対象農用地】
○ 農振農用地区域内の農用地

【交付対象農用地】
○ 農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地（令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。）

環境保全型農業直接支払交付金の取組について

【実施状況】

環境保全型農業直接支払交付金の取組について

	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 予算
取組面積	4,631ha	4,740ha	3,173ha
有機農業	421ha	391ha	491ha
カバークopp（緑肥）	305ha	314ha	354ha
堆肥の施用	298ha	315ha	652ha
長期中干し	2,791ha	2,665ha	－
秋耕	5ha	21ha	－
IPM+除草	766ha	762ha	1,002ha
炭の投入	44ha	273ha	674ha
交付金	136百万円	143百万円	185百万円
申請数	19件	19件	23件
取組市町村	9市町村	9市町村	12市町村

※令和 7 年度については、前年度秋要望による予算ベースで作成。

【成果と課題等】

- 令和 6 年度の実績については、全体の取組面積が 4,740ha と前年度実績 4,631ha より 109ha 増加した。
- 八郎湖の水質保全を図るため、無代かき移植栽培による濁水流出抑制を行う取組を地域特認取組に認定。令和 6 年度は56haで取組が実施された。
- 県内における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は年々増加していたが、令和 7 年度から第 3 期対策となりメニューが変更されたことと、取組農業者の高齢化及び労働力の減少に伴い減少傾向となっている。

【今後の取組方針】

- 引き続き本交付金の周知を図るとともに、みどりの食料システム法に基づく農業者認定を推進し、環境保全型農業の取組者数及び取組面積の増加を目指す。
- 国のみどりの食料システム戦略推進交付金の活用等により、有機農業や堆肥の散布など作業負担の大きい取組に対する省力化機械等の導入を支援し、環境保全型農業の取組を促進する。

環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取組むこと

③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

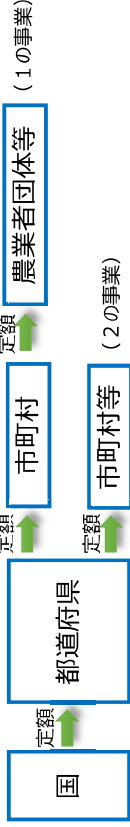
④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいづれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稲）又は1t（水稲以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいづれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信機乱用剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	2,000
			5,000

注1）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2）主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組
※交付単価は、都道府県が設定します。

※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-0499）